

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県同和対策協議会 (人権・男女共同参画課 人権調整担当)	
設 置 年 月 日	昭和 4 7 年 1 1 月 1 7 日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県同和対策協議会規程	
委員定数・任期	2 6 人以内・2 年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	規定なし	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	開催実績なし	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県男女共同参画審議会 (人権・男女共同参画課 男女共同参画担当)	
設 置 年 月 日	昭和 5 3 年 1 月 6 日 (平成 1 2 年 4 月 1 日 埼玉県女性問題協議会 から名称変更)	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県男女共同参画推進条例・埼玉県男女共同参画審議会規則	
委員定数・任期	2 0 人以内・2 年	
職 務 内 容	1 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議を行う。 2 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、意見を知事に述べる。	
公開・非公開の別	公開	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	第 6 8 回埼玉県男女共同参画審議会 開催日 令和 7 年 8 月 2 2 日 場所 オンライン開催 議題等 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について ほか 第 6 9 回埼玉県男女共同参画審議会 開催日 令和 8 年 3 月 2 3 日 場所 オンライン開催 議題等 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について 次期埼玉県男女共同参画基本計画の策定について ほか	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県青少年健全育成審議会 (県民生活部青少年課 企画・非行防止担当)	
設 置 年 月 日	昭和 5 8 年 1 0 月 1 日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県青少年健全育成審議会規則	
委員定数・任期	1 6 人以内・2 年	
職 務 内 容	・ 青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議 ・ 優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議 ・ 有害図書、有害がん具等の指定等に関する事項の調査審議	
公開・非公開の別	公開	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	■ 1 回 開催日 令和 7 年 6 月 1 2 日 (火) 場 所 オンライン (Teams) 議題等 (1) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗について (2) 青少年健全育成施策・取組について ■ 第 2 回 開催日 令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 場 所 埼玉会館 6 C 会議室 議題等 (1) 令和 7 年度埼玉県推奨図書について (諮問) (2) 青少年のインターネットの適切な利用のための取組について ■ 第 3 回 開催日 令和 8 年 2 月 1 7 日 (火) 場 所 オンライン (Teams) 議題等 (1) いじめ問題対策会議の結果報告について (2) バーチャルユースセンターに関する事業報告について	

様式１ 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県スポーツ推進審議会 (県民生活部 スポーツ振興課 スポーツ企画・連携担当)	
設置年月日	平成２３年１０月１８日	
設置根拠等	スポーツ基本法 第３１条	
	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県スポーツ推進審議会規則 埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例	
委員定数・任期	２０人以内・２年	
職務内容	スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和７年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	【第１回】 令和７年１２月２４日（埼玉会館） （１）会長・副会長の選出 （２）埼玉県スポーツ推進計画の進捗について（報告） 【第２回】 令和８年３月２６日（埼玉教育会館） （１）令和８年度の主な事業について（報告） （２）次期埼玉県スポーツ推進計画の策定スケジュールについて（報告） （３）東京２０２５デフリンピック大会・ミラノオリンピック２０２６大会・ミラノパラリンピック２０２６大会結果について（報告）	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県消費生活審議会 (消費生活課 総務・企画調整担当)	
設 置 年 月 日	昭和 6 2 年 4 月 1 日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県消費生活審議会規則	
	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	
委員定数・任期	2 0 名以内・2 年	
職 務 内 容	消費者利益の擁護及び増進に関する重要事項の審議	
公開・非公開の別	公開	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	第 1 回 ・ 開催日 令和 7 年 9 月 4 日 (木) ・ 場所 埼玉県知事公館 中会議室 ・ 議題等 ・ 令和 6 年度の消費生活相談の概要について ・ 令和 6 年度の事業者処分等について ・ 埼玉県消費生活基本計画(第 7 次)の推進状況について ・ 新たな埼玉県消費生活基本計画(第 8 次)の策定について 第 2 回 ・ 開催日 令和 8 年 2 月 1 2 日 (木) ・ 場所 埼玉県知事公館 中会議室 ・ 議題等 ・ 埼玉県消費生活基本計画(第8期)のたたき台について ・ 令和 7 年度上半期の消費生活相談の概況について ・ 令和 7 年度事業者処分等について	

様式1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県交通安全対策会議 (県民生活部 防犯・交通安全課 総務・交通安全担当)	
設置年月日	昭和46年4月1日	
設置根拠等	交通安全対策基本法第16条	
	埼玉県交通安全対策会議規則 埼玉県交通安全対策会議運営要綱	
委員定数・任期	【定数】一部あり 法第17条第3項第4号の委員は15人以内 法第17条第3項第6号の委員は3人以内 【任期】一部あり 法第17条第3項第6号の委員の任期は2年（再任可） 法第17条第4項の委員の任期は特別の事項に関する審議が終了するまで	
職務内容	法第16条第2項による ①埼玉県交通安全計画の作成及びその実施の推進 ②県域内の陸上交通安全に関する総合的な施策の企画の審議及びその施策の実施の推進 ③関係機関との連絡調整	
公開・非公開の別	公開	
令和7年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	第1回埼玉県交通安全対策会議 ・開催日：令和7年7月16日～7月30日（書面開催） ・議題等：令和7年度埼玉県交通安全実施計画（案）について 第2回埼玉県交通安全対策会議 ・開催日：令和8年1月27日 ・場所：県土整備部会議室（会場及びTeams配信） ・議題等：第12次埼玉県交通安全計画（案）について	